

公益財団法人日本チャリティ協会寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本チャリティ協会（以下「当協会」という。）が受け入れる寄付金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(寄付金の種類)

第2条 当協会が受領する寄付金は次に定めるところにより区分する。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
- (2) 特定寄付金 特定の事業の財源に充当するための寄付金

2 この規程における寄付金等は金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。

(一般寄付金)

第3条 一般寄付金は事業年度を通じて常時受け付けるものとする。

2 一般寄付金については寄付金総額の50%以上を公益目的事業に充当させるものとする。

(特定寄付金)

第4条 特定寄付金は用途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄付金とする。

- (1) 用途特定寄付金 寄付者が寄付の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定するもの
- (2) 募集特定寄付金 当協会が、寄付募集にあたりあらかじめ用途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面をもって理事会の承認をえうえで募集するもの

(受領証の交付)

第5条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者あて送付するものとする。

2 前項の受領書には、当協会の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及び受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第6条 この法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規定に

基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は当協会が公益財団法人日本チャリティ協会として登記した日
(平成25年4月1日)から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。